

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月 1 日
【会社名】	株式会社U S E N
【英訳名】	USEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 公正
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目 1 番 2 号
【電話番号】	03(6823)7015
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員C F O 馬淵 将平
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山三丁目 1 番 2 号
【電話番号】	03(6823)7015
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員C F O 馬淵 将平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成26年11月27日開催の当社第50期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年11月27日

(2) 当該決議事項の内容

＜会社提案（第1号議案から第5号議案まで）＞

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

第2種優先株式1株につき 2,150,685円 総額 107,534,250円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年11月28日

第2号議案 定款一部変更の件

定款の目的に、旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業、を追加する。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、田村公正、宇野康秀、馬淵将平、大田安彦、森浩志の5氏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、小林陽介、小野講の両氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、須貝信氏を選任する。

＜株主提案（第6号議案から第9号議案まで）＞

第6号議案 定款一部変更の件（表現の自由に対し制約的な新聞社への慎重な広告依頼）

第7号議案 定款一部変更の件（有価証券報告書の早期開示）

第8号議案 定款一部変更の件（本店所在地の変更）

第9号議案 定款一部変更の件（株主総会議事録の開示）

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	1,162,397個	14,512個	427個	97.86%	可決
第2号議案	1,171,775個	5,136個	427個	98.65%	可決
第3号議案					
田村 公正	1,156,759個	20,131個	427個	97.39%	可決
宇野 康秀	1,158,135個	18,755個	427個	97.50%	可決
馬淵 将平	1,162,675個	14,215個	427個	97.89%	可決
大田 安彦	1,162,169個	14,721個	427個	97.84%	可決
森 浩志	1,056,536個	120,354個	427個	88.95%	可決
第4号議案					
小林 陽介	1,158,839個	18,056個	427個	97.56%	可決
小野 講	1,169,955個	6,941個	427個	98.50%	可決
第5号議案					
須貝 信	1,002,547個	174,367個	427個	84.40%	可決
第6号議案	31,041個	1,146,122個	427個	2.61%	否決
第7号議案	94,500個	1,078,336個	4,799個	7.96%	否決
第8号議案	25,282個	1,151,903個	427個	2.13%	否決
第9号議案	38,085個	1,139,119個	427個	3.21%	否決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案、第6号議案から第9号議案までは、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案から第5号議案までは、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、会社提案は可決されるための要件を満たし（株主提案は可決されるための要件を満たさず）、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以上